

令和3年度

農業委員会事務局の方針書

組織名	農業委員会事務局
所属長名	高橋英樹

1. 組織の使命(ありたい姿)

農業委員と農地利用最適化推進委員の職務を補佐しながら、
(1)農地について、法令に基づいた適正な許認可業務を行い、また農地利用の最適化を推進します。
(2)農業者の公的な代表機関として農家の声を農政活動に反映させ、農家経営の安定化を図りながら横手市農業の発展をめざします。

2. 組織の抱える課題(現状)

- (1)令和3年度は、農業委員会法改正後、第2期目の体制となります。
①新体制のスムーズな始動と、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局が連携を強化した組織活動が必須です。
②「農業者から信頼され、公正な農地行政を担う行政委員会」であり続けるため、農業委員会だよりやホームページ等を利用し、情報の公開と提供の一層の推進が必要です。
(2)農地利用最適化の推進活動が重要です。
『横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の目標達成に向けて、積極的な活動が必要です。
(3)農地法等により、その権限に属された事項や事案が、高度化煩雑化の傾向にあります。
農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員の更なる連携強化と、事務ミス防止とチェック徹底が必須です。

3. 今年度の『スローガン』

『優良農地を守り、農地利用の最適化を推進しよう』

4. 今年度の方針

- (1)2期目となる「新横手市農業委員会」の更なる組織力強化を図ります。
(2)『横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の見直しの実施と、目標達成に向けた取り組みを展開します。
(3)権限に属された許認可業務の適正執行と、各委員及び事務局職員のスキルアップを図ります。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局が、三位一体となった組織活動の強化
	取組内容	①雪害を契機とした、耕作放棄地発生の抑止に向けた取り組みの実施。 ②許認可案件の現地確認に農地利用最適化推進委員も同行し、地域事情を包括した判断に繋げる。 ③女性農業委員活動や、教育現場と連携した事業などの実施により、組織の活性化を図る。 ④農業者年金加入と全国農業新聞購読の推進活動を展開する。
(2)	実現したい成果	『横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の目標達成に向けた取り組みの展開
	取組内容	①農業委員及び推進委員の改選期にあたり、『横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の検証・見直しを早期に実施する。 ②農地利用状況調査及び農地パトロールを実施し、活動報告にまとめながら農地の有効活用を進める。 ③農地利用意向調査の結果を活用し、使われている農地を使えるうちにマッチングさせる活動を展開する。 ④各地域の実情に即した、農地利用最適化推進連携分科会活動の実施。
(3)	実現したい成果	権限に属された許認可業務の適正執行と、各委員と事務局職員のスキルアップ
	取組内容	①法令適用等に係る研修会を開催し、事務の適正化を進める。 ②「農作物栽培高度化施設」・「相続未登記農地」・「特定建築条件付売買予定地」の、制度周知と適正運用を図る。 ③農業委員会総会の公開と、総会議事録や委員会活動の実績等の公表を進める。 ④各地域課併任職員と事務局の双方において、最新の情報の共有と進行管理の徹底を図る。 ⑤相手方に理解して頂ける、親切丁寧な対応に努める。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- 1) 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局が、三位一体となった組織活動の強化
 - ① 全地域で三者が出席する事務調整会議(月1回)を開催したほか、農地利用最適化推進委員も総会に参加(年3回)することとし、情報および課題の共有や地域の実情に即した活動の展開を進めた。
 - ② 農業者年金の加入推進体制について、これまでは輪番制で一部の委員のみが行っていたが、組織活動の一環として、女性委員を筆頭に全委員が参画する体制に見直しを行った。
- 2) 『横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の目標達成に向けた取り組みの展開
 - ① 『横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針』について、農地利用最適化推進委員からの意見も反映し、8月総会で改正を実施した。
 - ② 春の農地パトロールを実施したほか、来年度に向け、委員が主体となり、よりきめ細かな農地の利用状況把握や非農地判断に繋がる、新しいパトロール体制への見直し作業を開始した。
 - ③ 農業委員会に関する法律第38条による、市長に対する「農地利用最適化推進施策等に関する意見書」の提出に向け、各委員から意見聴取を行い意見書(案)を作成した。
- 3) 権限に属された許認可業務の適正執行と、各委員と事務局職員のスキルアップ
 - ① 事務局職員(併任含む)研修、新任委員研修、全委員を対象とした非農地判断などに関する研修を開催。当事務局職員が講師を務め、互いのスキルアップに努めた。
 - ② 農地改良届の適正執行を図るため、要領の見直しおよびHP等での周知を行った。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- 1) 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局が、三位一体となった組織活動の強化
 - ① 各地域における事務調整会議や農業者年金加入推進活動などを通じ、更なる組織活動の強化を図る。
 - ② 女性委員の独自活動への支援や、広報・食農推進委員会による図画・作文コンクールなどを実施し、これらを外部に発信することで、農業委員会活動の「見える化」を進める。
- 2) 『横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の目標達成に向けた取り組みの展開
 - ① 農地利用の最適化の推進について、広く農業者の声を汲み上げるため「農業者等との意見交換会」を実施する。
 - ② 秋の農地パトロールを実施し、農地の利用状況の把握に努めるほか、新たな農地パトロール体制の構築と荒廃農地の非農地化の手順整備を行う。
- 3) 権限に属された許認可業務の適正執行と、各委員と事務局職員のスキルアップ
 - ① 12月に農地利用最適化推進連携会議および事務局職員(併任含む)研修、1月には農業委員会研修を開催し、更なる制度理解と適正執行を進める。
 - ② 各種許認可制度について、「農業委員会だより」やHPなどを通じた、わかりやすい周知を行う。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- 1) 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局が、三位一体となった組織活動の強化
 - ① 各地域における事務調整会議の開催(月1回)や、農地利用最適化推進委員の総会参加(年3回)、全委員が参画するよう体制を見直した農業者年金加入推進活動など、様々な取り組みの実施により、組織活動の一定の強化が図られた。
 - ② 広報・食農推進委員会を中心に、市内の小学5年生を対象とした図画・作文コンクールを開催し、450点を超える応募を頂いた。審査結果や寄せられた作品については、わいわいプラザへの展示のほか、様々な媒体を通じて外部に発信することで、委員会活動の「見える化」を進めることが出来た。
 - ③ 農地利用最適化推進委員を対象に、今年度の活動等に対するアンケートを実施。集計結果を次年度の事業実施の参考とし、更なる活動の活性化を図りたい。また、女性農業委員の独自活動については、コロナの影響により残念ながら中止となってしまったが、次年度は今回計画していたものを活かして出来るだけ早期に開催し、委員会活動の「見える化」に加え、将来的な「女性委員の確保」にも繋げていきたい。
- 2) 『横手市農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の目標達成に向けた取り組みの展開
 - ① 指針の見直しや、横手市農業委員会としては初となる市長に対する意見書の提出といった取り組みを通じ、農地利用の最適化に向けた課題や方向性などについて、委員内での共有が図られた。
 - ② きめ細かな農地の利用状況把握や非農地判断に繋がる、新たな農地パトロール体制を構築することが出来た。運用初年度となる来年度は、これをスムーズに実施し、守るべき農地の明確化と使われている農地を使えるうちにマッチングさせる活動の強化を図りたい。
- 3) 権限に属された許認可業務の適正執行と、各委員と事務局職員のスキルアップ
 - ① コロナ禍の影響はあったものの、委員や事務局職員を対象とした各種研修会を実施。研修内容を実際の事務処理や現場判断に即したものにすることで工夫を行ったほか、講師を事務局職員が務めることにより、相互に理解を深めることが出来た。
 - ② 年2回発行している「農業委員会だより」のほか、新しくなった市ホームページ等を活用し、市民向けに農業委員会組織や関係制度などについて、わかりやすい周知を行った。